

スウェーデン 環境ニュース

2000年 2月号 ページ1 / 3

市場に根付いてきたエコファンド

99年8月に始まった「日興エコファンド」をはじめ、環境をテーマにした投資信託が日本に登場し始めている。スウェーデンは数年前から、いくつかのエコファンドが存在している。エコファンドが登場する前にも、「社会的責任投資」というのがあった。これは、一定の価値観に基づいて投資をすることである。軍事産業に投資しないファンドや収益の一部を障害者団体などに寄付をするファンドである。

スウェーデンのエコファンドは市場に地道に根付いている。現在、約20種類のエコファンドがファンド市場の0.39%を占めている。その総額が28億4千万クローネ（約369億2千万円）に上る。

株に投資をすることは、相場の動向や他の情報をフォローしなければならないので、普通の人にとってはなかなか難しい。ファンドのありがたいことは、お金を預ければ、ファンドマネージャーが専門知識や経験をもって株投資をしてくれることである。うまくいくと、預けたお金は銀行に預けた場合より利率が高い。投資信託は元金が保障されないの、多少のリスクはある。しかし、スウェーデン人の60%も貯蓄の感覚でファンドに投資をしている。エコファンドはその中で特に環境意識の高い人を対象にしている。

エコファンドが環境保護に 貢献をする仕組み

エコファンドは、環境保護に貢献をしていることがうたい文句だが、貢献の方法に3種類がある。

1. 寄付型エコファンド（1980年代に登場）

この種類のコファンドは、普通のファンドと同じ方法で運営されるが、毎年、ファンドの収益金の一部が環境保護活動をしている非営利団体に寄付される。この種類のコファンドは、投資する企業に対してなんらの条

件を付けない。ファンドが所有する株の企業が環境に悪い事業を進めている可能性もある。この種類のコファンドの一部は、軍事やタバコ産業やアルコール産業に投資しないと明記している。自動車や石油産業を避けているファンドもある。しかし、企業が環境に与える影響の分析は一切行っていない。

2. 環境技術型エコファンド （1990年代の始めから登場）

この種類のコファンドは環境技術や新エネルギー技術を開発している会社に投資をする。しかし、企業の環境面の複雑な分析はしない。

3. 分析型エコファンド （1990年代後半から登場）

この種類のコファンドは投資する企業に対して条件を付けているので、投資する企業の事業をなんらかの形で分析をしている。ファンドの環境ガイドラインを満たしていない企業は投資しない。分析型のコファンドは、財政面の分析と環境面の分析をしているが、どの分析を先にするかによって性質が違う。

「日興エコファンド」は、分析型のコファンドで、財政面の分析を行ってから、環境分析をグッドバンカー社という会社の協力で行っている。

環境面分析にナチュラル・ステップ

エコファンドに投資をしようと思う時、そのファンドがどのような判断基準で企業を選んでいるかを知るのが第一。分析や判断基準が実質的なものかどうかは鍵である。個人は、どのファンドがどの企業に投資しているか、公表されている情報によって簡単に確認できるが、それらの企業を比較し、どこがよりよい環境対策をしているかは、非常に判断しにくい。企業は環境報告書を出しているけれども、決まった様式がないので、比較はしにくい。

この問題を乗り越えるために、環境教育活動でよく知られているナチュラル・ステップの理念を基にしたファンドがある。それは、投資信託会社バンコ信託（Banco Fonder社）が提供している「スウェーデン環境ファンド」。このファンドは94年に設立され、寄付型と分析型ファンドの両方の性質もっている。分析に当たってのガイドラインは、ナチュラル・ステップのつづく

スウェーデン環境ニュース

2000年 2月号 ページ2 / 3

1ページからつづく

「持続可能な社会の4つのシステム条件」(<http://www.tnsj.org>参照)を採用している。ナチュラル・ステップ・スウェーデンが環境面の分析を担当している。選ばれた企業は、将来の持続可能な社会で勝ち抜ける可能性の高い企業だと考えられる。ナチュラル・ステップ・スウェーデンは約50企業を選び、バンコ信託は、財政面の分析をしながらその企業の中から選択し投資をする。また、運営手数料の3分の1がナチュラル・ステップ・スウェーデンに支払われている。

99年12月、「スウェーデン環境ファンド」が所有していた株の中で一番大きな部分を占めていた5つの企業は、Nokia(通信)、Ericsson(通信)、Kinnevik(木材、容器包装、通信を中心の持株会社)、Europolitan Holdings(通信)、TV4(テレビ会社)だった。

99年は、スウェーデンの投資株家にとって20世紀で最高によかった年の一つだった。「スウェーデン環境ファンド」は平均的な伸びだったが、それでも66・2%上がった。

(株価の平均上昇率は65・9%だった。)

投資企業に環境保護団体の厳しい目

環境保護の市民団体である自然保護協会は、「スウェーデン環境ファンド」を高く評価をしながらも、一点について批判している。批判している点は、アストラゼネカ(AstraZeneca)社の株の所有である。

スウェーデンの医薬品会社アストラ(Astra)社が99年4月、イギリスのゼネカグループ(Zeneca Group PLC)社と合併しアストラゼネカ社という世界で3番目に大きい医薬品会社になった。自然保護協会によると、ゼネカ社は、世界の農薬会社の大手でもあり毒性の非常に強い除草剤、パラコート(商品名:Gramoxone)を製造し途上国で販売している。農薬を使う途上国の貧しい人々は、正しい使い方を知らないため中毒で死亡することも多いという。日本でも数千人の中毒死者をだしたことがある。パラコートは1983年から、毒性が強いためスウェーデンでは使用が禁止されている。

2企業の合併が決まった日、自然保護協会のヨーラ

ン・エナンデル(Göran Enander)会長は、「アストラ社のビジネス理念は人間を治療することである。人間に被害を及ぼしながら稼ぐことではない」と言い、自然保護協会が所有していたアストラ株を売ると発表した。ゼネカ社は遺伝子組み換え作物の開発も積極的に進めている。自然保護協会は遺伝子組み換え作物にも非常に消極的である。

ナチュラル・ステップ・スウェーデンは自然保護協会の意見に対し、分析方法の長期的な視野を強調している。アストラ社は商品の開発段階から健康面や安全面や環境面を評価したり、市場での先端的な環境対策をとったりしている。ナチュラル・ステップ・スウェーデンは、合併後のアストラ社に環境対策のさらなる強化とともに旧ゼネカ社により影響を与えることを期待しているという。その期待にアストラゼネカ社が応えられない場合、投資対象から外す可能性があるという。

エコファンドは一般市民を対象に

日本で第一号となった「日興エコファンド」は新規の申込単位が50万円なので、普通の人にとってはまだ参加しにくい印象をうける。ナチュラル・ステップ・スウェーデンと提携している「スウェーデン環境ファンド」は毎月200クローネ(約2,600円)ずつ積み立てる定期型貯蓄プランを提供している。スウェーデンの他のエコファンドも主に一般市民を対象にしている、申し込みやすい形態になっている。

(自然保護協会機関紙Sveriges Natur、99年5月号、自然保護協会プレスリリース99/4/6、Banco Fonder 機関紙2000年1号、AstraZeneca ホームページ、日興証券プレスリリース99/8/3、Miljöeko紙2000年/1号、環境保護庁プレスリリース2000/2/22、農薬毒性の辞典(三省堂)、その他)

環境法典による「環境罰金」の活用は、不十分？

企業が環境関連の法規制に違反をしたら、経済的な損につながるのだろうか。環境法典が99年1月に施行された時、環境法規制に違反した企業にただちに科すべき罰金の範囲が拡大された。環境法典の施行から1年以上経った現在、その「環境罰金」の活用が議論になっている。

自然保護庁のまとめによると、99年の一年間で、105の行政機関が、814件の「環境罰金」を科しつつづく

スウェーデン環境ニュース

2000年 2月号 ページ3 / 3

2ページからつづく

た。一番活躍した行政機関は、191件の罰金を科した化学薬品検査院だった。90自治体が合わせて550件、14県が計73件の罰金を科した。しかし、スウェーデンは288自治体があるので、自治体の3分の2が、新しく活用すべき手段を一切活用していないことになる。自治体が企業に対して環境法典を厳守するよう指導する責任があるのに、その役割をサポートしているのではないかという指摘から議論が始まっている。

ウプサラ (Uppsala) 大学の法学部で、この問題を約40自治体で調査して卒業論文を書いたペール・グリーブ (Pär Grip) さんによると、多くの自治体は地元産業界への配慮から法律に規定されている罰金を科したり、法律違反を起訴したりする責任を十分に果たしていない。問題は国会でも取り上げられた。環境相は事態が深刻だという見解を示めし、必要なら制度の見直しを検討すると言っている。

環境罰金制度はまったく新しいものではない。環境法典の施行で廃止された旧環境保護法でも罰金の規定はあった。しかし、旧環境保護法の罰金は、企業が環境法規制に違反をすることによって市場競争で有利な立場になることを防ぐ目的だった。今回の「環境罰金」は、「経済面の得点をもたらした違反」という条件を撤廃し、環境を守る法律を厳守させることを目的にしている。

企業だけではなく、個人も生活の中で環境を守る法律に違反する場合がある。しかし、環境罰金の対象は、商業活動をしている法人や個人に限定されている。罰金の金額は、違反の種類と深刻さによって5、000～100万クローネ (約6万5、000～1、300万円) の範囲内に設定される。環境法典に付属している「環境罰金政令」(SFS1998:950)に、どのような違反に対して、行政がどの程度の罰金を科すべきか、明記されている。罰金額の例：

許可なしに環境に有害な工場の建設や有害な事業を開始すること：許可の種類によって、60万クローネ (約780万円) か25万クローネ (約325万円)

許可なしに遺伝子組み換えの生物を自然界に放出すること。許可なしに遺伝子組み換えの商品を市場に出すこと：15万クローネ (約195万円)

オゾン層破壊物質であるフロン (CFC) 類を冷房や暖房の機器の媒体として使用すること：1万クローネ (約13万円) + 使ったフロン1キログラム当たり1、200クローネ (約1万5、600円)

商業事業から生じた有害廃棄物を許可なし路上を運搬すること：1万クローネ (約13万円)

99年の814件の罰金の大半は、環境報告書の提出や冷媒使用の報告が遅れたことなどの手続き上の違反に対するものだった。許可を必要とする商業活動を許可なしに開始したことで科せられた罰金は23件あった。一番高い罰金を科せられたのは、許可なしに採石場を開いた企業で、8万5、000クローネ (約110万5、000円) の罰金を払った。そのほか、肥料の間違った扱い方や散布、商品の不十分なラベル、有害廃棄物の運搬に関する書類不備などの違反があった。環境裁判所に上訴されたのは19件で、その内、3件だけが罰金取り消しになった。

罰金は、法律の厳守を指導する担当の行政機関が、法律に対する違反を確認してから、ただちに決定し、違反した企業が個人に科すことに決まっている。担当行政機関の決定は法律上の拘束力をもっていて、ただちに有効になる。その決定に意義があった場合、罰金を払ってから環境裁判所に上訴できる。上訴で勝てば、国 (環境保護庁) に払った罰金を払い戻してもらうことができる。

(換算レート：1クローネ = 13円)

(政府に提出された環境法典準備調査SOU 1996:103、DN紙2000/2/2,M-plus誌2000年3号、環境法典や関係政令、その他)

新書

「北欧のエネルギーデモクラシー」

北欧のエネルギー事情を理解するための新しい本が新評論から出版された。「北欧のエネルギーデモクラシー」というその本を書いた飯田哲也さんは、日本総合研究所で環境とエネルギー政策を研究している。96年からスウェーデン南部のルンド大学の客員研究員になったのでスウェーデンと近くのデンマークのエネルギー政策に詳しい。

レーナ・リンダール